

令和 8 年度

PTA 総会 資料



開催日 令和 8 年 4 月 29 日(水)

場 所 多目的室 (管理棟 4F)

豊見城市立豊見城中学校 PTA

— 目 次 —

1. 会次第	1
2. 議 事	2
▶ 令和7年度の報告	
<input checked="" type="checkbox"/> 第1号議案 事業（活動）報告	2
<input checked="" type="checkbox"/> 第2号議案 決算報告	4
<input checked="" type="checkbox"/> 第3号議案 監査報告	7
▶ 令和8年度の計画	
<input checked="" type="checkbox"/> 第4号議案 事業（活動）計画（案）	8
<input checked="" type="checkbox"/> 第5号議案 予算（案）	9
▶ 改正事項	
<input checked="" type="checkbox"/> 第6号議案 規定の一部改正（案）	10
<input checked="" type="checkbox"/> 第7号議案 役員および監事の改選（案）	12
【 添付資料 】	
▶ PTA会則	13

会 次 第

日 時 令和8年4月29日(水) 10:35 ~ 11:25
場 所 豊見城中学校多目的室 (管理棟 4F)
司会進行 事務局長

1. 開 会 (副会長)
2. PTA 会長あいさつ (会 長)
3. 議長団選出 [保護者代表]
[教職員代表]
4. 議案審議
 - 第1号議案 事業(活動)報告 (副会長)
 - 第2号議案 決算報告 (PTA 事務)
 - 第3号議案 監査報告 (監 事)
 - 第4号議案 事業(活動)計画(案) (副会長)
 - 第5号議案 予算(案) (会 長)
 - 第6号議案 規定の一部改正(案) (副会長)
 - 第7号議案 役員および監事の改選(案) (副会長)
5. 新年度役員紹介 (会 長)
6. 顧問挨拶 (顧 問)
7. 閉会の挨拶 (副会長)

☑ 第1号議案 事業（活動）報告

令和7年5月9日に前年度役員から引継ぎし、R7年度PTAの運営を開始いたしました。

▷ 運営委員会

毎月第2火曜日に定例で運営委員会を開催しました。

- ・メンバー：会長、副会長、事務局長、研修部長、広報部長、環境生活指導部長、保健体育部長
- ・主な議題：PTA会費・派遣費の執行等、PTA事業の計画・実施、学校行事への協力・対応、関係機関事業への参加・協力など

▷ PTA だよりの発行 ※職員室前に掲示

役員紹介やPTAの活動報告、生徒たちが朝から取り組んでくれた学校内外の清掃活動などを「豊見城中PTAだより」で紹介させて頂きました。

▷ 朝のあいさつ運動

毎月第4水曜日に、生徒玄関前で「朝のあいさつ運動」を行いました。
元気の挨拶、恥ずかしそうな挨拶、様々な形で挨拶を交わしてくれました。

▷ 広報紙「虹の架け橋」の発行

広報紙「虹の架け橋」では、多くの先生方から卒業生に向けた温かい激励のメッセージを頂きました。先生方ありがとうございました。

▷ 制服等のリユース活動「提供会」、「譲渡会」の開催

まだ使えるけどサイズ変更で着られなくなった制服や体育着などを回収し、必要なご家庭へお譲りする「制服リユース活動」を行いました。
ご提供頂きました皆さま、ありがとうございました。

▷ 研修会の開催

子ども達のインターネットやゲーム依存が懸念される近年の状況を改めて理解し、家庭でどのように向き合っていくか考える研修会を開催しました。

▷ スポレク・駅伝サポート

スポレクが円滑に実施できよう生徒の動線確保や見守り、暑さ対策の差し入れ等を行いました。また、駅伝大会においても選手をサポートするための差し入れ等を行いました。

▷ 歯科検診・耳鼻科検診サポート

校内で実施される歯科・耳鼻科検診が円滑に行えるようスタッフとしてサポート致しました。

☆ 令和7年度 事業（活動）報告

日にち	活動・内容等
令和7年5月1日	スポレク（見守り活動）
5月9日	令和7年度 豊見城中学校 PTA 総会（書面）
毎月第2火曜日	PTA 運営委員会
毎月第4水曜日	朝のあいさつ運動
5月17日	令和7年度 豊見城市 PTA 連合会総会（豊見城市立中央公民館）
毎月第1火曜日	豊見城市 PTA 連合会 役員定例会
5月23日	令和7年度 島尻地区 PTA 連合会総会（南部総合福祉センター）
6月17日	PTA 合同部会（専門部）開催
6月20日	夜間街頭指導およびパトロール（豊見城中校区）
5月～6月	歯科検診・耳鼻科検診サポート
9月	生徒称賛横断幕の作成（上半期）
9月	豊見城中 PTA だより [第1号] の発行
9月11日	制服リユース「第1回 譲渡会」
10月22日	研修会の開催（ネット・ゲーム依存 ～家族にできる対応～）
10月	豊見城中 PTA だより [第2号] の発行
12月23日	制服リユース「第1回 提供会」
令和8年2月1日	研修会[未来を担う子供たちの体力の現状と生活習慣・環境の変化] * 豊見城市 PTA 連合会主催
2月5日	制服リユース「第2回 譲渡会」（新一年生対象に実施）
3月	生徒称賛横断幕の作成（下半期）
3月7日	広報紙「虹の架け橋」発行

☆ 令和7年度 生徒称賛横断幕

部活動(9部活、個人表彰16名)

部活動	男子	女子	団体	個人
ハンドボール	2	7	—	—
バスケットボール	2	2	—	—
ソフトテニス	3	1	—	4
バレーボール	1	2	—	3
サッカー	2	1	—	—
野球	—	—	—	2
美術	—	—	1	7
吹奏楽	—	—	1	—
ダンス	—	—	1	—

外部活動(4部活、個人表彰6名)

外活動	個人
柔道	2
水泳	1
体操	2
剣道	1

コンクール等(個人表彰24名)

コンクール等	個人
発表	10
作文	9
作品	5

校内選抜(9活動、個人表彰16名)

校内選抜	男子	女子	団体	個人
陸上	—	—	—	11
駅伝	1	1	—	5

* 横断幕掲載基準 *

大会等は3位以上
検定等は3級以上

第2号議案 決算報告

豊見城中学校 P T A
令和7年度 一般会計決算書

(自)令和 7年 4月 1日 (至)令和 8年 3月31日

1. 収入総額	7,950,067 円
2. 支出総額	5,758,154 円
3. 差引残高	2,191,913 円

【収入の部】

(単位:円) △減

科 目	R7年度予算	R7年度決算	差引額	当初 予算比	備 考
会 費	6,190,200	6,421,800	231,600	104%	当初 会員905(P841、T64)×7,200円×95% 決算 会員928(P862・T66)×7,200円
繰 越 金	1,468,195	1,468,195	0	100%	前年度繰越金
寄 付 金	0	3,000	3,000		前年度役員より手当の返金
雑 収	500	2,872	2,372	574%	預金利息
過年度会費	0	54,200	54,200		過年度会費R4、R5、R6分
合 計	7,658,895	7,950,067	291,172	104%	※会費については、一部納入を含む

【支出の部】

(単位:円) △減

科 目	R7年度予算	R7年度決算	差引額	当初 予算比	備 考
1 事務局費	2,130,000	1,855,060	274,940	87%	
1 需用費	400,000	162,560	237,440	41%	コピー機インク・コピー用紙・切手・ 会計ソフト保守料
2 渉外費	50,000	12,500	37,500	25%	各大会参加費・交通費
3 諸手当	180,000	180,000	0	100%	会長1名、副会長5名、事務局長1名、専門部長 5名、監事2名、
4 人件費	1,500,000	1,500,000	0	100%	書記会計12ヶ月+引継ぎ3ヶ月
2 諸会議費	80,000	31,883	48,117	40%	茶菓子代、飲み物代
3 一般活動費	1,070,000	938,129	131,871	88%	
1 研修派遣費	300,000	0	300,000	0%	日P、九P、県P研修旅費 実施なし
2 専門部活動費	200,000	86,789	113,211	43%	環境生活指導部65,000円、研修部50,000円 保健体育部60,000円、広報部25,000円
3 生徒活動費	370,000	747,747	△ 377,747	202%	3年卒業記念、1.2年進級記念品、学年レク、 その他活動費
4 行事活動費	200,000	103,593	96,407	52%	スポレクの差し入れ、
4 特別活動奨励費	700,000	586,755	113,245	84%	
1 生徒活動奨励費	300,000	195,855	104,145	65%	横断幕、優勝ペナント
2 部活動奨励費	200,000	200,000	0	100%	部活動顧問交通費
3 対外活動派遣費	200,000	190,900	9,100	95%	中体連参加・登録・文化活動応募料
5 分担金	550,830	533,750	17,080	97%	
1 地区・市PTA 分担金	422,730	405,650	17,080	96%	島尻地区P 365円×会員854名=311,710円 豊見城市P 110円×会員854名=93,940円
2 県PTA安全会費	128,100	128,100	0	100%	県P安全会 150円×会員854名=128,100円
6 福利厚生費	60,000	22,407	37,593	37%	
1 弔慰金	10,000	0	10,000	0%	
2 記念品費	50,000	22,407	27,593	45%	転任・退職職員の記念品
7 積立金	1,747,550	1,785,170	△ 37,620	102%	
1 派遣費	1,031,700	1,056,780	△ 25,080	102%	927名×100×12ヶ月×95% (10月末時点会員数)繰入
2 学校車購入	515,850	528,390	△ 12,540	102%	927名×50×12ヶ月×95% (10月末時点会員数)繰入
3 記念行事関連	200,000	200,000	0	100%	定額200,000を繰入
8 予備費	1,320,515	5,000	1,315,515	0.4%	伊良波中学校40周年事業祝い金
合 計	7,658,895	5,758,154	1,900,741	75%	

第2号議案 決算報告

令和7年度 **派遣費積立金** 決算書

- 1. 積立総額 2,534,566 円
- 2. 支出総額 1,990,130 円
- 3. 差引残高 544,436 円

【収入の部】

(単位：円)

科目	金額	備考
派遣費積立金	1,476,902	R6年度終了時点の積立金額
R7年度積立額	1,056,780	R7年度予算からの積立額 一般会計決算書【7.積立金「1.派遣費」】
雑収	884	預金利息
合計	2,534,566	

【支出の部】

(単位：円)

科目	金額	備考
派遣費補助額	1,990,130	R7年度終了時点
合計	1,990,130	

令和7年度 **派遣費補助内訳**

No.	参加大会	派遣先	実施年度	対象者	人数	金額(円)	1人あたり(円)	
1	九州中学校女子ソフトテニス大会	佐賀	R6	選手	1	16,054	16,054	
2	ジュニアカップサッカー(男子)	宮崎		選手	23	427,225	18,575	
3	ジュニアカップサッカー(引率)	宮崎		コーチ	2	77,300	38,650	
4	ジュニアカップサッカー(引率)	宮崎		職員	2	142,600	71,300	
5	第67回沖縄県中体連ハスケットボール(男子)	宮古島	R7	選手	16	215,520	13,470	
6	第67回沖縄県中体連ハスケットボール(女子)	宮古島		選手	16	215,520	13,470	
7	第47回九州陸上大会(男子)	鹿児島		選手	2	53,600	26,800	
8	JOC第56回U16陸上大会(選手)	三重県		選手	1	31,548	31,548	
9	第38回駅伝沖縄大会(女子)	久米島		選手	8	119,600	14,950	
10	第49回駅伝沖縄大会(男子)	久米島		選手	11	164,450	14,950	
11	第38回、第49回駅伝沖縄大会(引率)	久米島		職員	1	50,640	50,640	
12	第37回駅伝九州大会(引率)	長崎県		職員	1	70,640	70,640	
13	第37回駅伝九州大会(女子)	長崎県		選手	7	118,500	16,929	
14	第19回U18/第56回陸上競技大会(引率)	三重県		職員	1	107,960	107,960	
15	第33回全国中学校駅伝大会(女子)	滋賀県		選手	8	120,923	15,115	
16	第33回全国中学校駅伝大会(引率)	滋賀県		職員	1	58,050	58,050	
				小計	選手	93	1,482,940	
					職員	8	507,190	
					コーチ			
合計					101	1,990,130		

第2号議案 決算報告

令和7年度 学校車購入積立金 決算書

1. 積立総額 3,543,606 円
2. 支出総額 0 円
3. 差引残高 3,543,606 円

【収入の部】

(単位：円)

科目	金額	備考
学校車購入積立金	3,012,534	R6年度終了時点の積立金額
R7年度積立額	528,390	R7年度予算からの積立額 一般会計決算書【7.積立金「2.学校車購入」】
雑 収	2,682	預金利息
合 計	3,543,606	

令和7年度 記念行事関連費積立金 決算書

1. 積立総額 1,201,367 円
2. 支出総額 0 円
3. 差引残高 1,201,367 円

【収入の部】

(単位：円)

科目	金額	備考
記念行事関連費積立金	1,000,470	R6年度終了時点の積立金額
R7年度積立額	200,000	R7年度予算からの積立額 一般会計決算書【7.積立金「3.記念行事関連」】
雑 収	897	預金利息
合 計	1,201,367	

第3号議案 監査報告

令和7年度PTA会費会計監査報告

豊見城中学校PTA会則第16条4項の規定により、令和7年4月1日～令和8年3月31日までのPTA一般会計・選手派遣費積立金・学校車積立金・記念事業基金の監査を実施致しました。
その結果、証憑書類、領収書、預金通帳等すべて適正に処理されている事を確認いたしましたので報告します。

監査日： 令和8年4月 9 日
実施場所： 豊見城中学校小会議室

監事 新川 靖 

監事 長嶺 吉起 

第4号議案 事業（活動）計画（案）

令和8年度 事業（活動）

日にち	活動・内容等
令和8年4月29日	令和8年度 豊見城中学校 PTA 総会
5月1日	スポレク（見守り活動）
毎月第2木曜日	PTA 運営委員会
毎月第4水曜日	朝のあいさつ運動
5月22日	令和8年度 島尻地区 PTA 連合会総会（南部総合福祉センター）
5月23日	令和8年度 豊見城市 PTA 連合会総会（豊見城市立中央公民館）
毎月第1月曜日	豊見城市 PTA 連合会 役員定例会
5月	PTA 合同部会（専門部）開催
6月	夜間街頭指導およびパトロール（豊見城中校区）
5月～6月	歯科検診・耳鼻科検診サポート
9月頃	生徒称賛横断幕の作成（上半期）
－	豊見城中 PTA だよりの発行
6月～2月予定	制服リユース 「提供会」と「譲渡会」を交互に開催予定
〃	研修会の開催
〃	校内清掃活動
現在計画中	豊見城市 PTA 連合会主催 各種検定研修会、保護者交流事業、研修会
2月	制服リユース「第2回 譲渡会」（新一年生対象に実施） ※新入生オリエンテーション日を予定
2月	生徒称賛横断幕の作成（下半期）
3月	広報紙の発行（卒業式）

第5号議案 予算(案)

豊見城中学校 P T A

令和8年度 一般会計予算(案)

(自)令和8年4月1日 (至)令和9年3月31日

1. 収入総額 7,964,613 円
2. 支出総額 7,964,613 円
3. 差引残高 0 円

【収入の部】

(単位:円) △減

科 目	R8年度予算	R7年度予算	差引額	前年度比(%)	備 考
会 費	4,655,000	6,190,200	△ 1,535,200	75%	R7 会員905 (P841・T64) × 7,200円 × 95% R8 会員980 (P914・T66) × 5,000円 × 95%
部活動応援費	1,117,200	0	1,117,200	76%	R8 会員980 (P914・T66) × 1,200円 × 95%
繰越金	2,191,913	1,468,195	723,718	149%	前年度繰越金
寄付金	0	0	0	-	
雑 収	500	500	0	100%	預金利息
過年度会費	0	0	0	-	
合 計	7,964,613	7,658,895	305,718	104%	

【支出の部】

(単位:円) △減

科 目	R8年度予算	R7年度予算	差引額	前年度比(%)	備 考
1 事務局費	1,666,000	2,130,000	△ 464,000	78%	
1 需用費	200,000	400,000	△ 200,000	50%	コピー機インク・コピー用紙・切手・ 会計ソフト保守料
2 渉外費	30,000	50,000	△ 20,000	60%	各大会参加費・交通費
3 諸手当	236,000	180,000	56,000	131%	会長30,000円、副会長5名×20,000円、事務局長20,000円、 専門部長4名×20,000円、監事2名×3,000円
4 人件費	1,200,000	1,500,000	△ 300,000	80%	書記会計12ヶ月
2 諸会議費	80,000	80,000	0	100%	茶菓子代、飲み物代
3 一般活動費	1,605,000	1,070,000	535,000	150%	
1 研修派遣費	0	300,000	△ 300,000	0%	
2 専門部活動費	185,000	200,000	△ 15,000	93%	環境生活指導部50,000円、研修部60,000円 保健体育部50,000円、広報部25,000円
3 生徒活動費	1,120,000	370,000	750,000	303%	3年卒業記念、学年レク等の活動費
4 行事活動費	300,000	200,000	100,000	150%	スポレク、豊中フェスタ関連
4 駅伝大会活動費	500,000	0	500,000	-	
5 特別活動奨励費	480,000	700,000	△ 220,000	69%	
1 生徒活動奨励費	230,000	300,000	△ 70,000	77%	横断幕・優勝ペナント等
2 部活動奨励費	0	200,000	△ 200,000	0%	
3 対外活動派遣費	250,000	200,000	50,000	125%	中体連参加・登録・文化活動応募料
6 分担金	581,875	550,830	31,045	106%	
1 地区・市PTA 分担金	442,225	422,730	19,495	105%	島尻地区P 365円×980名×95%=339,815円 豊見城市P 110円×980名×95%=102,410円
2 県PTA安全会費	139,650	128,100	11,550	109%	県P安全会 150円×980名×95%=139,650円
7 福利厚生費	62,000	60,000	2,000	103%	
1 弔慰金	12,000	10,000	2,000	120%	
2 記念品費	50,000	50,000	0	100%	転任・退職職員の子記念品
8 積立金	1,817,200	1,747,550	69,650	104%	
1 部活動応援費	1,117,200	1,031,700	85,500	108%	980名×100×12ヶ月×95%
2 学校車購入	500,000	515,850	△ 15,850	97%	定額 500,000円
3 記念行事関連	200,000	200,000	0	100%	定額 200,000円
9 予備費	1,172,538	1,320,515	△ 147,977	89%	
合 計	7,964,613	7,658,895	305,718	104%	

第6号議案 規定の一部改正（案）

現規定	改訂案(2026)
<p style="text-align: center;">PTA 県外派遣補助規定</p> <p>(主 旨) 第1条 この規定は、本校の生徒が本校代表として、若しくは地区又は県代表として、スポーツ競技、文化活動、親善交換事業等のため島外又は県外に派遣される場合、市教育委員会の補助を受けたものについて、その他の経費の一部を補助するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助対象) 第2条 派遣費を補助する対象は、次に該当するものとする。 (1) 本校の部活動に入部し、県大会で県代表権を得て、市教育委員会から補助金の交付を受けた者。 (2) 文化活動若しくは親善交換事業で、本校代表及び県代表として参加する場合に市教育委員会から補助金の交付を受けた者。 (3) 外部指導者（コーチ）として辞令を受けた者。 (4) 学校長、PTA 役員会で協議して認めた者。</p> <p>(補助内容) 第3条 補助する内容は次の通りとする。 (1) 宿泊費及び交通費（航空賃、現地での交通費）は、実費より市教育委員会からの補助金を差し引いた差額分の概ね 1/2 を補助する。</p>	<p style="text-align: right;">※ 改訂箇所を__で示す</p> <p style="text-align: center;"><u>部活動応援費および駅伝大会活動費補助規定</u></p> <p>(主 旨) 第1条 この規定は、本校の生徒が本校__代表して、スポーツ競技、文化活動等のため、島外または__県外に派遣される際の経費の一部を補助するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助対象) 第2条 補助する対象は、次に該当するものとする。 (1) 本校の部活動に入部している<u>生徒および教職員</u>。 (2) 外部指導者（コーチ）として辞令を受けた者。 (3) PTA 役員会で協議して認めた者。 (4) <u>派遣対象は、中学校体育連盟、中学校文化連盟、中学校駅伝大会とする。</u></p> <p>(補助内容) 第3条 補助する内容は次の通りとする。 (1) <u>生徒および外部コーチの補助額は、宿泊費および交通費(航空賃、現地での交通費)の 1/4 とする。</u></p>

<p>(2) 派遣する生徒の人数は原則として主催者が決めた登録人数として、その分だけを補助する。</p> <p>(3) その他必要がある場合は、学校長、PTA 役員会で協議して認めたものとする。</p> <p>(自己負担)</p> <p>第4条 参加者の自己負担は、原則として第3条の第1項に定める、市教育委員会からの補助金を差し引いた概ね 1/2 とする。</p> <p>(残余金処理)</p> <p>第5条 派遣費の積立金と残余金の使途は次の通りとする。</p> <p>(1) 残余金の使途は、学校長、及び PTA 役員会で協議し、運営委員会で決定する。</p> <p>(2) 残余金は、原則として継続して積み立てることとする。</p> <p>付 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この規定の管理運営は、学校長に一任する。 2. 離島及び本島北部で宿泊を要する大会に参加する場合は、この規定に準ずる。 3. この規定に問題が生じた場合は、学校長、及び PTA 役員会で協議する。 	<p>(2) <u>補助する人数は、原則として大会等の主催者が決めた登録人数とする。</u></p> <p>(3) <u>引率者の宿泊費および交通費(航空賃、現地での交通費)は 1 名まで補助する。</u></p> <p><u>(補助回数)</u></p> <p><u>第4条 補助回数は、原則として年 1 回を限度とする。</u></p> <p>(残余金処理)</p> <p>第5条 <u>応援費の残余金は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 残余金の使途は、学校長、及び PTA 役員会で協議し、運営委員会で決定する。</p> <p>(2) 残余金は、原則として継続して積み立てることとする。</p> <p>付 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 離島及び本島北部で宿泊を要する大会に参加する場合は、この規定に準ずる。 2. この規定に問題が生じた場合は、PTA 役員会 <u>(運営委員会)</u> で協議する。
---	--

第7号議案 役員および監事の改選（案）

■ 役員

No.	役職	氏名	備考
1	会長	比嘉 正也	2年保護者
2	副会長(P)	花城 沙織	2年保護者
3	副会長(P)	與那覇 孝太	1年保護者
4	副会長(P)	上地 千倫	2年保護者
5	副会長(T)	金城 忍	教頭
6	事務局長(T)	宮良 孝	教頭
7	PTA 事務	矢口 桂子	—
8	顧問(T)	島袋 篤	校長

■ 監事

No.	役職	氏名	備考
1	監事	堀川 夕奈	保護者 OB
2	監事	呉屋 良治	保護者 OB

▶ 添付資料 PTA 会則

豊見城中学校 PTA 会則

第1章 名称および事務局

(名称)

第1条 本会は豊見城中学校 PTA と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を豊見城中学校（豊見城市宜保一丁目1番地2）
におく。

第2章 目的および活動

(目的)

第3条 本会は保護者と教職員が協力し、活動を通して子どもの教育についての力量を高めるとともに相互の融和を深めながら、生徒の健全育成を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 家庭と学校の緊密な連絡によって、生徒の生活を指導する。
2. 生徒の生活環境をよくする。
3. 学校の教育条件の向上に努める。
4. 学級集会の進行を図る。
5. その他、目的達成のための活動を行う。

第3章 方針

(方針)

第5条 本会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 生徒の教育並びに福祉のために活動する。他団体および機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、営利を目的とするような行為は行わない。
3. 本会、または本会の役員の名で、講師の選挙の立候補者を推薦しない。
4. 学校の人事、その他管理に干渉しない。

第4章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

1. 豊見城中学校に在籍する生徒の父母、またはこれに代わる者。
2. 豊見城中学校の校長および教職員。
3. 本会の趣旨に賛同する者。ただし、入会は PTA 会長の承認を得るものとする。
4. PTA 会費の納入をもって会員とする。

(権利と義務)

第7条 会員は全て平等の権利と義務を有する。

第5章 経理

(会費)

第8条 本会の会員は、会費を納めるものとする。

1. 会費は一括または、年に2回に分けて納める。

(経費)

第9条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金、および、その他の収入をもってあてる。

(経理)

第10条 この経理は、総会において決議された予算に基づいて行われる。

(決算)

第11条 本会の決算は、会計監査を受け、運営委員会の承認を経て総会に報告する。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

(役員)

第13条 本会の役員は次のとおりとする。

会長 1名 副会長 5名以内(但し、副会長の1名は教頭をもってあてる)

監事 2名 事務局長 1名 PTA事務 1名

(選出)

第14条 役員は次により選出する。

1. 会長、副会長、監事は運営委員会によって選出し、総会の承認を得るものとする。ただし、途中で役員に欠員が生じた場合は運営委員会で選出する。
2. PTA事務、事務局長は会長が任命する。

(任期)

第15条 役員の任期は次のとおりとする。

1. 役員の任期は1ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。また、PTA事務については、1年の任期と定める。(最長3年)
2. 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第16条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は会を代表して、会をつかさどり、総会・運営委員会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
3. 事務局長は会の庶務、会計の処理にあたる。
4. 監事は会長の求めに応じ、また特別に会計監査を行う。
5. PTA事務は次の職務を行う。
 - (1) 総会の決定した予算に基づいて、事務局長を補佐し一切の会計

庶務事務を処理する。

- (2) 記録、通信、その他の書類を保管する。
- (3) 生徒の授業等に必要の副教材（共同購入費）の会計庶務事務を処理する。
- (4) 保護者と教職員間の連携及び報告を図り、庶務事務を処理する。
- (5) 役員会での書類作成及び、議事録等保管の庶務業務を行う。

（顧問）

第17条 本会に顧問をおくことができる。顧問は会長が委嘱する。
ただし、校長は在任期間中顧問とする。

第7章 専門部

（専門部）

第18条 本会に次の専門部をおく。

1. 環境生活指導部
2. 広報部
3. 研修部
4. 保健体育部

（各部の任務）

第19条 各部の任務は次のとおりとする。

1. 環境生活指導部は校区の補導員と協力し、生徒の生活指導を実施する。
2. 環境生活指導部は教育環境を整備し、生徒の学習意欲および、情操を高め、教育目標の達成のため実践努力する。
3. 広報部は会員に対し、情報の伝達、意見の交換に努める。また、地域社会ならびに関係団体および諸機関に対して意見の交換と情報

を伝達する。

4. 研修部は全ての会員が、より一層よき保護者、よき教職員となるように自ら努め、お互いに磨きあうようにする。
5. 保健体育部は保健体育、衛生、および学校給食ならびに、環境の整備に努め、その改善を図る。

（支部）

第20条 本会は自治会または地域に支部をおくことができる。

第21条 この会に学年委員会を置くことができる。

第8章 会議

（会議）

第22条 本会の会議は次のとおりとする。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 役員会（監事は必要に応じて参加する。）
4. 専門部会

（総会）

第23条 総会は全会員をもって構成し、毎年一学期の初期に開催する。
会長が必要と認めるとき、
または、3分の1以上が要求したときは臨時総会を開催することができる。

第24条 総会は次のことについて行う。

1. 会則の改廃
2. 事業計画の策定および変更
3. 予算の審議
4. 予算の承認

(決議)

第25条 総会の議事は全て、出席者の過半数をもって決議し、可否同数の場合は議長が決する。

(運営委員会)

第26条 運営委員会は会長、副会長、顧問、事務局長、PTA 事務、専門部長をもって構成し、会の運営に関する事項を処理する。

1. 必要に応じて、部活動連絡会も参加する。

(役員会)

第27条 役員会は会長、副会長、顧問、事務局長、PTA 事務をもって構成し、各会議、会運営に関する事項の立案と処理を行う。

(開催)

第28条 運営委員会および役員会は会長が認めた時、随時に開催する。

第9章 学年、学級 PTA

第29条 学年 PTA または学級 PTA を置くことができる。なお、学年、学級 PTA 委員長が必要と認めた時に開催し、家庭と学校の連絡を密にする。

(構成)

第30条 学年 PTA は各学級の正副委員長をもって構成し、学級 PTA は学級の会員をもって構成する。

第10章 帳簿

(帳簿)

第31条 この会に次の帳簿を備え付ける。

1. 会員名簿
2. 会則
3. 会計簿
4. 諸記録簿

第11章 付則

(付則)

第32条 本会の弔慰金・派遣費に関しては別に定める。

第33条 1. この会則は昭和52年5月2日に改正する。

2. この会則は昭和59年4月28日に改正し、昭和59年4月1日より遡って施行する。

3. この会則は平成元年5月6日に改正し、平成元年4月1日より遡って施行する。

4. この会則は平成4年4月25日に改正し、平成4年4月1日より施行する。

5. この会則は平成10年5月2日に改正し、施行する。

6. この会則は平成11年4月7日に改正し、平成12年4月1日より施行する。

7. この会則は平成21年4月29日に改正し、平成21年5月1日より施行する。

8. この会則は平成22年5月9日に改正し、施行する。

9. この会則は平成23年4月29日に改正し、施行する。

10. この会則は平成24年4月22日に改正し、施行する。

11. この会則は平成26年4月27日に改正し、施行する。

12. この会則は平成 27 年 4 月 26 日に改正し、施行する。
13. この会則は令和 2 年 4 月 26 日に改正し、施行する。
14. この会則は令和 5 年 4 月 23 日に改正し、施行する。
15. この会則は令和 6 年 4 月 21 日に改正し、施行する。
16. この会則は令和 7 年 5 月 1 日に改正し、施行する。

PTA 弔意金規定

第1条 この規定は本会会則第 11 章 32 条の規定に基づき本会の会員に適用する。

第2条 次の場合は、弔慰金をおくる。

1. 本会の会員及び在校生が死亡したとき。

第3条 弔慰金は 3,000 円とする。

第4条 本規定の執行には、会長又はその代理人があたる。

第5条 その他必要のある場合は、会長・副会長・学校長が認めたものとする。

(付則)

1. 本規定は平成 24 年の総会で報告し、承認を受けた時点からその効力を生ずる。